平成２７年度第１１回清須市農業委員会議事録

召集年月日　　平成２８年２月１９日（金）　午後１時３０分
召 集 場 所　　清須市春日公民館２階大会議室
開　　会　　平成２８年２月１９日（金）　午後１時３０分
出 席 委 員　　１９名

１番　大橋　浩	２番　渡辺　秋郷	３番　山田富士雄	４番　横井　満之
５番　浅井　尊弘	６番　齊藤　嘉男	７番　横井　忠勝	８番　中野　浩光
９番　猪子　勝三	１０番　加藤　重雄	１１番　花木　滿	１２番　石黒　鉱俊
１３番　石塚　芳政	１４番　加藤　定雄	１５番　後藤　鉄雄	１６番　後藤　末秋
１７番　加藤　和伸	――――――	１９番　木村　芳彦	２０番　加藤　頌茲

欠 席 委 員　　１名
　１８番　星野　満
本会議に職務のために出席した者の氏名
　事務局長　　寺井　秀樹
　主　　事　　佐藤　嘉起、安藤　敏秀、野口　泰司

議 事 日 程
　１　提出案件
　　⑴　議決案件
　　議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請　……　３件
　　議案第２１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請　……　１件
　　議案第２２号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書　……　２件
　　議案第２３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
　　……　１件
　　⑵　報告案件
　　報告第２６号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出　……　５件
　　報告第２７号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出　……　７件
　　報告第２８号　農地パトロールの実施結果の報告
　２　その他

会　　長　寒さも厳しい折ですが、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、平成27年度第11回清須市農業委員会を開催致します。本日の出席議員は20名で、定足数に達していることをご報告致します。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は19番木村芳彦委員と20番加藤頌茲委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

それでは、本日の提出案件「⑴　議決案件」について、

・「議案第20号　農地法第3条の規定による許可申請」3件
・「議案第21号　農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件
・「議案第22号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書」2件
・「議案第23号　農業基盤経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」1件

「⑵　報告案件」について、

・「報告第26号　農地法第4条第1項第7号の規定による届出」5件
・「報告第27号　農地法第5条第1項第6号の規定による届出」7件
・「報告第28号　農地パトロールの実施結果の報告」

では、「議案第20号　農地法第3条の規定による許可申請」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事　務　局　議案書１ページ、番号9、10をご覧ください。隣接地かつ譲受人が同一ですので、一括審議をお願いします。

最初に改めて、農地法第3条の許可基準について確認します。第2項に要件が7項目あり、次のいずれにも該当しない場合に許可することができます。

・「第1号　必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作等の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」
・「第2号　農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合」
・「第3号　信託の引受けにより権利が取得される場合」
・「第4号　耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合（従事日数が年間150日未満である場合）」

・「第5号　権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が、20アールに達しない場合」
・「第6号　農地につき所有権以外の権原に基づいて耕作の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合」
・「第7号　農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」

以上の7項目です。

議案に戻りますと、申請地は、土田丁長____番、登記、現況ともに田で、面積は合計で1,916㎡です。

譲渡人を、____番が_____様と、____番が_____様、譲受人を_____様とする所有権移転です。

_____様は経営面積の負担減を図りたいため、_____様は農業経営の規模を拡大したいため、今回の申請となりました。申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

続いて、番号11をご覧ください。

申請地は、春日新町____番、登記、現況ともに田で、面積は512㎡です。

譲渡人を_____様、譲受人を_____様とした所有権移転です。

_____様は労力不足により耕作を継続することができないため、_____様は農業経営の規模を拡大したいため、今回の申請となりました。申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石黒鉱俊委員と木村芳彦委員ですが、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。

石黒委員　結構です。

木村委員　長久寺の農転の代替地ということで問題ありません。

会　　長　他に何かご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として許可することといたします。

続いて、「議案第21号　農地法第4条第1項の規定による許可申請」に入ります。事務局に説明を求めます。

事　務　局　議案書2ページ、番号2をご覧ください。

申請地は阿原九丁田____番、登記田、現況畑で面積162㎡です。申請者は_____様で、露天駐車場を設置するための農地転用です。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速6号清須線清須入口から270mの距離に位置しています。農地区分は、「運用通知第2の1の⑴エ-(ア)-a-(b)　インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても他法令の許可見込みがあるなど、特段の問題はありません。

会　　長　事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、山田富士雄委員ですが、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。

山田委員　ええ、特に問題ありません。

加藤頌茲委員　1ついいですか。この案件4条で問題ないですか。

事　務　局　複数の相手方に貸す予定ですので4条で問題ありません。

会　　長　他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として承認することとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について承認することと致します。

続いて、「議案第22号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書」について、事務局に説明を求めます。

事　務　局　議案第22号番号3「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。

被相続人の死亡により平成27年7月18日に相続が発生しました。相続人は養女さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、鍋片一丁目____番、地目が畑、面積456㎡、鍋片一丁目____番、地目が畑、面積201㎡の2筆です。

2月2日に現地確認した際、適正な農業を営んでおられます。納税猶予の適用条件であります、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続

人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。

続きまして、番号4ですが、被相続人の死亡により平成27年7月18日に相続が発生しました。相続人は養子さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、鍋片一丁目____番、地目が畑、面積151㎡、鍋片一丁目____番、地目が畑、面積95㎡の2筆です。

2月3日に現地確認した際、適正な農業を営んでおられます。以上です。

会　　長　この案件は私のところですが、畑の方は、きちんと耕作してやってみえますが間違いないと思います。

他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり承認することと致します。

続いて、「議案第23号　農業基盤経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」に移ります。事務局に説明を求めます。

事　務　局　はい、会長。議案第23号について、説明させていただきます。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定で農地バンク制度を活用しての申請です。

利用権設定をする者は_____様、利用権設定を受ける者は_____様です。申請地は、清須市春日須ケ田____番、登記、現況とも畑、969㎡の農用地になります。

_____様は、農業体験塾で経験を積み、農地バンク制度に登録後、利用権設定を受けて、現在、春日杁前地内で706㎡の畑を耕作しています。また、耕運機も所有しておられます。

年間営農計画では、宮重だいこん、土田かぼちゃ、ズッキーニなどの露地野菜の年間営農を計画しています。今後、ますますの営農意欲が見られ、実績もあることから支障はないと思われます。

権利の存続期間は平成28年3月から平成33年2月までの5年間です。なお、本件については、この農業委員会で承認をいただいた後は、告示行為を行い、効力発生という流れとなります。以上、説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見等があればお伺い致します。委員のみなさんで何かありませんか。

この案件の地元は、後藤鉄雄委員ですが。

後藤鉄雄委員　はい、いいです。問題ないです。

会　　長　他に何かご意見等ありませんか。なければ、この案件について、承認することと致します。

これをもちまして、議決案件については終了致します。

続きまして、「⑵　報告案件」に入ります。「報告第26号　農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

35番、西田中城下____番、登記畑、現況雑種地ですが。

中　野　委　員　特に問題ありません。

会　　長　36番、朝日五条____番、登記畑、現況雑種地、朝日愛宕____番、登記田、現況雑種地ですが。

猪　子　委　員　朝日も、これ問題ありません。

会　　長　37番、春日落合____番、登記畑、現況雑種地ですが。

加藤定雄委員　はい、結構です。

会　　長　38番、西枇杷島町上新____番、登記田、現況畑ですが。

渡　辺　委　員　これも問題ありません。畑になってるけど水もいいですね。水も問題ありません。

会　　長　39番、清洲船枦町____番、登記現況ともに田、____番、登記田、現況畑ですが。

横井忠勝委員　問題ありません。

会　　長　以上の件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

続いて、「報告第27号　農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

142番、鍋片一丁目____番、登記現況ともに畑です。周りに家も立っていますので農地への支障はありません。

143番、西田中蓮池____番、登記現況ともに田ですが。

中　野　委　員　問題ありません。

会　　長　144番、上条一丁目____番、登記現況ともに畑ですが。

石　塚　委　員　問題なしです。

会　　長　145番、西田中蓮池____番、登記田、現況畑ですが。

中　野　委　員　問題ありません。

会　　長　146番、春日野方____番、登記現況ともに畑ですが。

後藤鉄雄委員　はい、次のと併せて2件とも結構です。問題ないです。

会　　長　148番、清洲菅田____番、____番、____番、____番、田又は畑ですが。

横井忠勝委員　問題ありません。

会　　長　以上の件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

続いて、「報告第28号　農地パトロールの実施結果の報告」について事務局より説明します。

事　務　局　（資料の内容を説明）

会　　長　この件について、何か質問等ありませんか。

石塚委員　農地バンクを利用できないような土地がある。草刈りをしてもらうよう頼むなど営農者に農業委員から直接を話してもいいか。

事　務　局　地元の農業委員さんが話してもらえれば助かります。

加藤頌茲委員　難しい問題だわね。課税を強化すればいいという問題ではない。営農を継続していく必要がある。

会　　長　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認致します。

では、次回の開催について確認します。平成28年3月18日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所3階小会議室にて開催予定です。以上で、平成27年度第11回農業委員会を閉会します。

―終了時刻午後２時７分―

備考　個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名は「_____様」、地番は「____番」との表記で省略して記載しています。